

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																																												
<p>(給与)</p> <p>第 7 条 第 1 号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <p>任期付研究員給料表(1)</p> <table border="1" data-bbox="166 352 706 680"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>402,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>461,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>522,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>603,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>701,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>800,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第 2 号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <p>任期付研究員給料表(2)</p> <table border="1" data-bbox="166 768 706 955"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>336,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>371,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>398,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	号給	給料月額(円)	1	336,000	2	371,000	3	398,000	<p>(給与)</p> <p>第 7 条 第 1 号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <p>任期付研究員給料表(1)</p> <table border="1" data-bbox="1377 352 1917 680"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>398,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>456,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>516,300</td></tr> <tr><td>4</td><td>596,300</td></tr> <tr><td>5</td><td>693,300</td></tr> <tr><td>6</td><td>791,300</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第 2 号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <p>任期付研究員給料表(2)</p> <table border="1" data-bbox="1377 768 1917 955"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>332,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>367,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>394,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	398,000	2	456,000	3	516,300	4	596,300	5	693,300	6	791,300	号給	給料月額(円)	1	332,000	2	367,000	3	394,000	<p>・組合との交渉結果を踏まえ、給料表の改定を行うための改正</p>
号給	給料月額(円)																																													
1	402,000																																													
2	461,000																																													
3	522,000																																													
4	603,000																																													
5	701,000																																													
6	800,000																																													
号給	給料月額(円)																																													
1	336,000																																													
2	371,000																																													
3	398,000																																													
号給	給料月額(円)																																													
1	398,000																																													
2	456,000																																													
3	516,300																																													
4	596,300																																													
5	693,300																																													
6	791,300																																													
号給	給料月額(円)																																													
1	332,000																																													
2	367,000																																													
3	394,000																																													
<p>(略)</p> <p>(給与規程等の準用等)</p> <p>第 8 条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用については、同条同項中 <u>6 月に支給する場合には「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」、12 月に支給する場合には「100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」とする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(給与規程等の準用等)</p> <p>第 8 条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただし、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用については、同条同項中 <u>「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」とする。</u></p>	<p>・組合との交渉結果を踏まえ期末手当の支給月数の改定を行うための改正</p>																																												
<p>(略)</p> <p>(無期労働契約への転換)</p> <p>第 10 条 第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）のうち、通算雇用期間が 5 年（大学等、研究開発法人（<u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</u>別表第 1 に掲げられている法人）又は試験研究機関等（<u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</u>施行令別表第 1 に掲げられている機関）との協定その他契約によりこれらと共同して行う共同研究開発等の業務に専ら従事する者又は共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者については 10 年）を超える者は、現在の雇用期間満了日の 3 か月前までに無期転換請求申込書（契約職員及び非常勤職員等の就業規則第 4 号様式を準</p>	<p>(略)</p> <p>(無期労働契約への転換)</p> <p>第 10 条 第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）のうち、通算雇用期間が 5 年（大学等、研究開発法人（<u>研究開発力強化法</u>別表第 1 に掲げられている法人）又は試験研究機関（<u>研究開発力強化法</u>施行令別表に掲げられている機関）との協定その他契約によりこれらと共同して行う共同研究開発等の業務に専ら従事する者又は共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者については 10 年）を超える者は、現在の雇用期間満了日の 3 か月前までに無期転換請求申込書（契約職員及び非常勤職員等の就業規則第 4 号様式を準用する。）により理事長へ申し込みすることで、現在締結している雇用期間</p>	<p>・引用法令の名称変更に伴う改正</p>																																												

新	旧	改正理由等
<p>用する。)により理事長へ申し込みすることで、現在締結している雇用期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に変換することができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> <u>1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u> <u>(給与の内払)</u> <u>2 改正前の任期付研究員に関する就業規則に基づいて支給された給与は、改正後の任期付研究員に関する就業規則による給与の内払とみなす。</u></p>	<p>の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に変換することができる。</p> <p>(略)</p>	